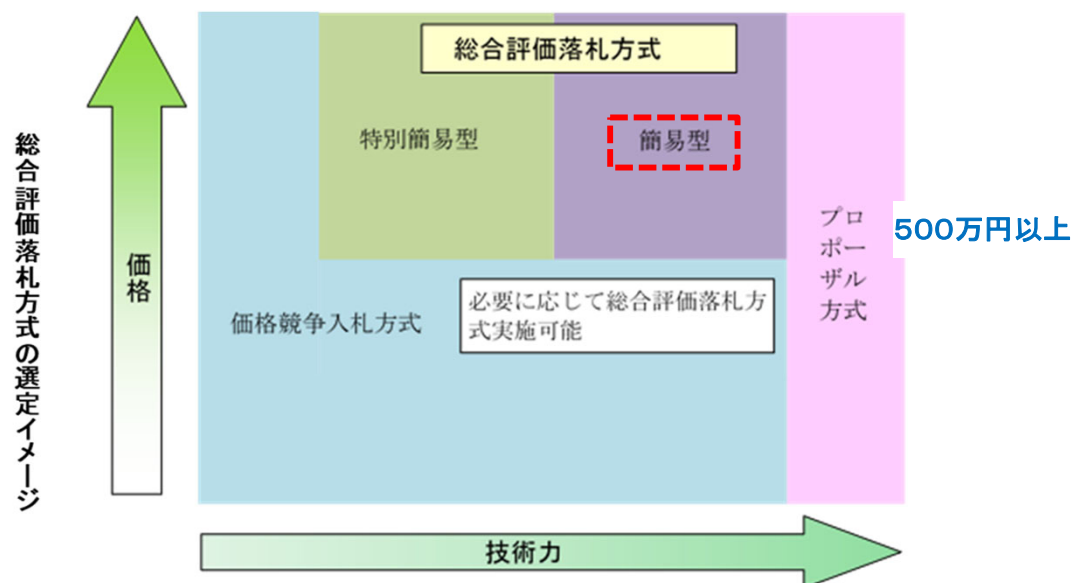


令和7年度の実施方針について

令和7年3月13日
山梨県総合評価委員会

令和7年度の総合評価実施方針(建設コンサルタント業務)

1. 県土整備部が発注する**予定価格500万円**以上の建設コンサルタント業務について試行する。
2. 新規事業など、技術等に工夫の余地があり当該業務の実施方針を求めることや資格・実績等を評価することにより、品質向上を図ることが期待される業務
3. 試行件数は、各建設事務所及び支所、営繕課ごとに**5件**程度(特別簡易型**3件**、簡易型**2件**)特設事務所を含め全体で**40件**程度とする。
4. 総合評価落札方式の型式については、実施方針、実績等を評価する簡易型と実績等のみを評価する特別簡易型の2種類とする。
5. 低入札価格調査制度を導入し、ダンピング受注の防止を図る。
6. 試行する業務については、一般競争入札を導入する。
7. 意見聴取は工事にあわせ、毎週木曜午後2時から防災新館で実施、木曜日が祝祭日の場合は、前後に実施する。
8. 令和7年度第1回山梨県総合評価委員会開催を9月、第2回委員会開催を3月に予定する。



○総合評価落札方式(簡易型)

技術等の工夫の余地があり当該業務の実施方針を求めることにより、品質向上を図ることが期待される業務

○総合評価落札方式(特別簡易型)

技術等の工夫の余地が比較的小さく、資格・実績等のみを評価することにより、品質向上を図ることが出来る業務